

「吾妻能」の周辺

——「趣味」と「階級」——

飯塚 恵理人*

一 はじめに

明治の初年、「吾妻能」^{〔1〕}「吾妻狂言」、または「今様能」^{〔2〕}「照葉能」^{〔3〕}「照葉狂言」など、「能」もしくは「狂言」という名前を持つ興行が全国各地で行われた。これらの芸能の大きな特徴は芸妓・踊り師匠などの女性が男性とともに舞台を勤めることと、囃子に三味線が入ることである。基本的には日本舞踊の興行と考えてよい。東京での日吉吉左衛門が中心になって興行した「吾妻能」と、堀井仙助・林寿三郎が中心の「照葉能」「今様能」が多いが、名称が違っても当時同じ演劇ジャンルとみなされていた。興行によって内容は異なるが、大きく『囃子に三味線が入る、「能」を基とした芸能』という形で括ることが出来る。本稿ではこのような興行を全て「吾妻能」の名称で呼ぶこととする。名古屋でも明治六年七月に若宮境内の芝居小屋において七日間程の興行として行われた。「棄拾雑集」には二元御役者西村大蔵を初狂言方・四拍子共玄人交女芸者踊り師匠共

稽古致シ、常磐津・豊後・義太夫・浄瑠璃を交へ、照二葉能取組尾国連中二而興行」と載る。ではなぜ本来日本舞踊の公演として行ってもよいような公演に、「能」「狂言」という名前をつけて興行したのだろうか。そのことに関しての研究は従来なされていないように思う。本稿では、これら興行がなぜ「能」という名前をつけ、「謡曲」を基として行われたのかを、当時の「芸妓」「浄瑠璃」「俳優」などの社会的地位と、「謡曲」「能楽」及びそれを愛好する人々の「能」へのイメージから考えて行きたい。

二 「芸妓」に対する世間の評価

明治維新期、「遊郭」は、その費用のために没落する商人がでたり、あるいは性病が流行るなどの理由から社会問題となっていた。また、それら遊女が遊郭に抱えられるのは、親類の借金の代わりと言う形で、実質的な人身売買であった。明治初年にはこのような実質的な人身売買を無くし、遊郭を禁止したいという動きがあった。

明治五年六月には、愛知県より史官宛に「声妓貫子等禁止ノ儀建言」³がなされている。これは娼妓を禁止するとともに、遊郭営業者などが幼児を「貫子」として養い、成長してから「娼妓」とするという、遊郭の存続を可能にしている貫子制度を禁止したいという建言である。これを引用すると、

管下名古屋ノ儀ハ從來声妓渡世ノ者有之候処右ハ往々貧民ノ女ヲ養ヒ其女妹ト称シ幼年ヨリ歌舞雜曲ニ従事セシメ僅ニ十一二歳ニ至リ候ヘハ則其技ヲ以テ淫業不正ノ地ニ媚ヲ售ラシメ其兒女モ亦其家ニ在候テハ弊衣自ラ蔽フ能ハザルモ一旦地ヲ妓ニ占シ候ヘハ綺羅重襲飲食舞樂ノ地ニ營生候ヲ以テ競テ妓ト成候ヲ欲シ其害只其一身淫業ニ畢生候ノミナラス丁壯ノ男子ヲ蠱惑シ開化進歩ノ壅蔽ヲ成スニ至リ候右ハ追々規矩相立右ノ如キ遊手無産ノ者ハ漸ヲ以正業ニ帰セシムヘク候ヘ共先其蕃殖ノ源ヲ防カサルヘカラス且県下ノ俗貫子ト称シ家ヲ継シメ候子女ノ外聊ノ土産金ヲ以テ人ノ子弟ヲ貰受売奴ニ等ク生涯驅使候ノ風習有之右ハ其父兄ニ代リ養育候トハ乍申当然童蒙ヲ教育候方法モ不施專ラ驅役ニ供シ竟ニ生涯傭人僕婢ノ境界ニ奔馳シテ自由ノ権力ヲ施スヲ得サラシメ候就テハ自今貫子ハ勿論タトヘ養兒養女タリトモ其家ヲ継カシムルカ或ハ不得止情態有之候者ノ外謂ナク人ノ子女ヲ養フヲ禁シ右兩様ノ弊害ヲ匡救可仕然ルニ如此ノ類ハ特ニ当県ノミナラス各地方ニモ往々称ヲ異ニシ彙ヲ別ニシテ其実一ナル者少ナカラス麗運日進ノ今日一般御禁止相成候ハ、大ニ贊化ノ功ヲ奏スヘク此段申上候以上

壬申六月

史官御中

愛知県

となる。娼妓・芸妓の問題ばかりでなく、そのシステムを可能にし

ていた貫子制度にまで立ち入って禁止を建言したところにこの愛知県の建言の新しきがある。この建言の効果があつたかは現在資料的に確かめられていないが、明治五年十月、明治政府は「芸娼妓解放令」⁴（太政官第二九五号、布告 十月二日）を出した。関係する部分を引用すると

一、人身を売買致シ、終身又ハ年期ヲ限り其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ、人倫ニ背キ有マジキ事ニ付、古來制禁ノ処、從來年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公任為致、其実売買同様ノ所業ニ至リ、以ノ外ノ事ニ付、自今可為嚴禁事。

〔中略〕

一、娼妓・芸妓等年季奉公人一切解放可致。右ニ付テノ貸借訴訟総テ不取上候事。

右之通被定候条、屹度可相守事。

となる。愛知県の建言と異なり「貫子」制度には言及していないが人身売買を禁止するという内容でめざす方向は一致している。これにより、娼妓・芸妓はそれ以前の借金によって遊郭からしぼられるというものは法律上なくなった。しかしながら、遊郭業者の巻き返しにあい、東京府では「本人真意ヨリ出願」であれば、遊女である娼妓と芸をする芸妓とに区別をつけ、娼妓・芸妓を公認するということになり、同様の法令が次々と各府県でも施行された。明治六年十二月十日の「東京府貸座敷及び芸娼妓規則」⁵では、娼妓・芸妓に鑑札を渡し、これをもつ者に営業を許可するとしている。このうち「娼妓規則」の一部を引用すると、

娼妓規則

第一条 娼妓渡世本人真意ヨリ出願之者ハ、情実取糺シ候上差許シ鑑札可相渡。尤十五歳以下之者ヘハ免許不相成候

事。

但寄留之者ハ本籍引合之上可差許事。

となる。娼妓の鑑札料は第五条によれば月々二円である。また第六条に「毎月兩度ツ、医員之検査ヲ受ケ其差凶ニ従フベシ。」と決められた。次に「芸妓規則」を見ると、

芸妓規則

第一条 芸妓渡世之モノハ出願之上鑑札可申受事。

第二条 娼妓ニ紛敷所業一切不成相候事。

第三条 犯則之者ハ互ニ吟味シ可訴出候。若シ情ヲ知テ不訴出

モノハ屹度所分可申付事。

第四条 月々鑑札料三円可相納事。

右之条々堅可相守モノ也。

とある。芸妓は娼妓と同様のことをしてはならないと決められている。そのかわり「医員之検査」は書かれていない。この「医員之検査」の有無が、待遇の大きな違いである。規則によつて、芸妓と娼妓とに法律的な違いができた。しかしながら、実質的にその境は極めて曖昧なものだった。規制に違反して捕らえられた芸妓が多かったことは、「読売新聞」明治九年五月二十四日朝刊三面の、中島座の中村重蔵と坂東橋三郎が相手とした芸妓とともに捕まったという記事（この記事では座名・人名とも実名は伏せられており、芸妓の名も載らない）などから知られる。これを引用すると、

○ 一昨ばん蠣がら町三丁目の待合茶屋で芸妓と一所に寝て居た中何座の中村何蔵とかに坂東何三郎とかいふ俳優が芸妓と一所に引かれたと又浜町二丁目の待合茶屋でハ地獄が四人召とられたと近所で大評判たしかなことハまた追て

となる。明治初年の段階で芸妓と娼妓の境は極めて曖昧であり、ま

た芸妓の社会的地位は極めて低いものだったと考えてよいだろう。

三 「俳優」「遊芸師匠」に対する世間の評価

次に、男性の「俳優」「義太夫」などの諸芸人の評価はどうであったかという点、一般の女性を墮落させるもので、やはり差別されていた。このことは、「読売新聞」明治九年八月五日朝刊三面に

○ 一筆しめし候暑さの御障りもなふ御めでたくぞんじあげ候さてハ日々お骨折のお蔭にて不束のわたくしどもまでへ開化の御代の有りがたさを御示し下され山々ありがたく存上げ候ま、御禮ながら一ツ御尋申したき訳ハ誠に申しあげにくき事に候えども毎度女の身にてお金を取り候を地獄とか亡者とか畜生同様に仰せられ候えども男にも役者はなし家義太夫かたり其ほか諸芸人のうちにハ前を売るお人が沢山あると噂にも承はり候彼やうな人を何ともお書立てなく女ばかりおいぢめなされ候てハ何如とぞんじ併し是までの日本の教へハ女ハ一生男に従がはねバならぬと承り居り候えども今ハ開化の御時節にて男女同権とかに候えバ男の地獄を女の身にて自由にいたし候ても宜しき事にござ候や何がひたくまた男地獄にも御規則が御座候や是また何がひ度ぞんじ候あらゝゝめで度かしこ

新吉原仲の町 岡屋きの

返すゝも私どもハ男の恥と存じ居り候えどもわかり兼候ま、委しく御返事ねがい候 かしこ

となる。この記事は、役者・落語家・義太夫、そのほかの諸芸人が女性を客として男の娼妓のような行為をしていると指摘している。そして男性には「娼妓規則」のような「規則」がないのは不公平だ

という形で痛烈に批判している。俳優の所業が風紀上よくないという指摘は、この時期非常に多い。藤田長次郎・山岸富三郎・長谷部将曹の「劇場俳優謡曲技芸者改正会社設立并収税建言書」(明治七年十月十三日)は、当時の俳優・遊芸人について「然ルニ俳優以下艶曲ヲ事トスル徒ニ於テハ其猥リナルコト言フヘカラス一介ノ理ヲタモ守ル者アルコトナク其行畜類ニ均キアリ其市上ヲ往来スルヲ見ルニ馬車ニ乗シ許多ノ跟伴ヲ随ヒ裝飾ノ華麗ナル動止ノ倨傲ナル高官華族ニモ踰ル者アリ是皆婦女ヲ騙シ兇輩ヲ哄キ淫毒ヲ流シ風儀ヲ壞ルコト狐狸ノ如キワサヲナシテ得ル所ノ錢ヲ以テ此盛装ヲ為ス也若是ヲシモ自権ナリト謂ハ、彼ノ博徒銜盜ノ党モ亦自権也ト謂ハサルコトヲ得サルニ似タリ」と女性を騙した金で贅沢をしており、博徒と異ならないと批判している。この意味で、芸妓のみならず俳優など男性の芸人も、社会の風紀を乱すものとして、社会的身分は低いものとされていたと考えるよいらう。

四 「浄瑠璃」「長唄」「清元」の本文に関する評価

浄瑠璃・長唄などについては、駆落ちや心中を誘発するという批判と、猥褻な言葉があるという批判の両方が存在した。実際に心中事件などがあつた時に、浄瑠璃の影響では無いかという記事もでている。「読売新聞」明治八年三月十七日朝刊一面に載る心中事件の記事を引用すると、「兎角情死といふ事が止みませんが理屈をならべ立ていふと浄瑠璃といふものが実によくはないもので道行や情死の事を小さいうちから女の子などに唄はせるから自然と腹へはいつて居て稍もすると浄瑠璃の文句が真似たく成るゆゑに子供のうちから醜行いぢやうぎことハ見せず聞せずして育てたら少しハこんな愚な事も

なくなるふかとおもはれます」とある。この記事などは、浄瑠璃を子供に習わせることの批判にもなっており、逆に「女の子供」で「小さいうちから」「唄はせ」られていた人がかなり多かつたと考えられる。

長唄・浄瑠璃の本文が「猥褻」と問題とされるのに対して、芸人自ら本文を変える場合もあつた。「読売新聞」明治八年十一月十二日朝刊二面には、杵屋勘五郎が長唄の本文を変えたことが書かれている。これを引用すると、

○長唄ハ常盤津や清元よりも上品なものなれど文句の中にハ随分いやらしいところも有ましたが先ごろ根岸の杵屋勘五郎が工夫していやみな文句をぬき替へ此ごろきけバ成ほど文句がよく成ツて聞きしいことハ有ません

となる。このような個人レベルの本文改良では、その本文の普及に限界がある。明治十年代に入ると長唄の本文改良が文部省の主導でも行われた。このことは、「読売新聞」明治十六年八月二日朝刊二面に猥褻な文を持つ稽古本の取締りの記事が載ることから知られる。この記事を引用すると、

○始めて怖い恥しい跡で嬉しい枕しての四に抱かれて手ごと、やらで二人シツポリ汗かいてなど猥褻極まった文句の多い浄瑠璃長唄端唄等を公然と親兄弟の前で娘子供の語るハ聞きしいのみならず夫が為め風俗をも乱すゆゑ改正するか廃止するかしたいとハ度々投書家先生の御注意なりしが今度其筋にて取調べられ風俗を乱すべき猥褻の文句ある稽古本ハ残らず其板を潰して売捌きを禁じました是等馬鹿々々しき文句を女子供に習はせる事も止められるといふ

となる。この試みは翌十七年冬には具体化し、本文を改良した稽古

本が作られた。このことは、「読売新聞」明治十七年十二月二十日朝刊三面に

○長唄 我邦に行はるゝ俗楽中最も品もよく文句も優美なるハ琴に続いて長唄なれば是に改良を加へて完全なる音楽の一部にせんと文部省所轄の九段富士見町の音楽取調局にてハ有名な柀屋三郎助を雇ひて節付を直し風俗を害する様な猥褻の文句を改ため既に在来の稽古本のうち二十余冊の改良を終りたれば近々其道の者へ配布されるやに聞く

となる。このような長唄などの本文の改良運動は、長唄を遊郭と異なつた方向に拡張し、愛好者の層を少しづつ変えていった。「読売新聞」明治二十二年十月十五日朝刊二面の「演芸協会景況」では、十月十三日に貴顕紳士も出席して鹿鳴館で行われた演芸協会での浄瑠璃について触れ、「清元連中の語りもの河竹新七氏の作九十賀の浄瑠璃ハ例の清元とハ違ひ一中節茨江折衷といふ貴顕の御前でも恥かしからぬ高尚なる浄瑠璃にて有けり」と書かれ、本文の改良した曲については、上流階級の前でも正式な場で演奏されるように変化していったと言える。

五 「吾妻能」「照葉能」と「興行許可」

明治維新期、一方「謡曲」とそれに関わる能役者はどうであったか見てみたい。明治五年八月二十三日、教部省は、演劇・音曲に係して「能狂言ヲ始メ音曲歌舞弊習ヲ洗除シ風化ノ一助ト為サシム」という布達を出した。これを引用すると、

能狂言ヲ始メ音曲歌舞ノ類ハ、人心風俗ニ關係スル処ニ少候ニ付、左ノ通、各管内營業ノ者共ヘ可相達事。教部

一、能狂言以下演劇ノ類、御歴代ノ皇上ヲ摸擬シ、上ヲ褻瀆シ奉り候体ノ儀無之様、厚注意可致事。

一、演劇ノ類、専ラ勸善懲惡ヲ主トスヘシ。淫風醜態ノ甚シキニ流レ、風俗ヲ敗り候様ニテハ不相濟候間、弊習ヲ洗除シ、漸々風化ノ一助ニ相成候様、可心掛事。

一、演劇其他、右ニ類スル遊芸ヲ以テ渡世致シ候ヲ制外者抔ト相唱ヘ候從來ノ弊風有之、不可然儀ニ候条、自今ハ身分相應行儀相慎ミ、營業可致事。

となる。「能狂言ヲ始メ音曲歌舞ノ類」と「能狂言」を「音曲歌舞」に分類するとともにその最上位と位置づけている。能狂言については、「御歴代ノ皇上ヲ摸擬シ、上ヲ褻瀆シ奉り候体ノ儀無之様」と言われている。「勸善懲惡」を主とするべきことと、「淫風醜態」に流れているという批判は「演劇ノ類」となっており、能狂言には当てはまらない。また、「制外者」と自称したのは、華美な生活をするなど「身分相應行儀」を守らないことを正当化したことであろうが、これも「演劇其他、右ニ類スル遊芸ヲ以テ渡世致シ候ヲ」で、能役者については触れられていないと考えてよいだろう。能狂言と能役者については、「人心風俗」に関しては問題がないと思われていたと考えてよい。

「歌舞伎」「踊り」「清元」「常盤津」などでも、特に女性の関わる興行に関する規制は厳しかった。明治七年四月二十五日付で加藤清次・富永禄右衛門より、男のみの歌舞伎が許可されて女性の歌舞伎が明治に入って禁止されたのは不当であるとして、「劇場芸婦之儀ニ付奉建言候書付」がだされた。これに関して内務課は同年四月二十七日付で副議長に採用しないよう意見をつけて送っている。その意見を引用すると、

東京府士族加藤清次浜松県士族富永禄右衛門女劇設立建白致熟議候処彼ノ劇場ノ如キハ大ニ風俗ニ関係ス男劇ト雖トモ未タ従前ノ弊ヲ一洗セス動モスレハ淫風誘導ノ恐レモ有之況ンヤ女劇ヲヤ是等ノ事ハ決テ御採用難相成建白書ハ本人へ差返可然ト存候也

となる。冒頭であげた名古屋の「吾妻能」はまさに女性による歌舞劇である。その興行が許可されるについては、名古屋という近世から芝居に関する規制がそれほど厳しくない土地柄ということもあるが、それが「能」の本文によるものであり、「猥褻」な文章によるものではないということがあるだろう。名古屋の「吾妻能」は、「元御役者」の高安流脇方西村大蔵が中心となり、「狂言方・四拍子共玄人交」と狂言・囃子方にも玄人の能役者がいたことを表に出し、「元御役者」の指導によるという権威づけがなされている。しかしこれは純粋な能・狂言ではない。当時能狂言の興行は、家元から免許を受けたものでなくては出来なかつた。明治五年九月の額田県の「布達」を引用すると、

第八号

能狂言興行ノ節劇場同様相当ノ税相納日限ヲ限り可願出候事
但能役者家元ヨリ免許状相受来候者ノ外平民共物好ニテ相催候儀不相成候事

右之通区内無洩可相達候事

壬申九月 額田県

とある。「能」興行は「家元」の免許が必要なので、「吾妻能」「照葉能」など「能」の名をつけながら別のものとして行ったと考えられる。東京でも、この時期、「吾妻能」の興行許可がおりていた。「読売新聞」明治八年三月一日朝刊一面には万世橋での吾妻能の記

事が載る。この記事を用いると、

○此たび神田萬世ぼし内にて吾妻能をはじめ合の狂言にハ長唄浄瑠璃なども交せて面白い趣向にとり仕組芳原の男芸者たちも茶番のやうなことをいたすといふ

となる。「狂言」の方は「長唄浄瑠璃」が台本の文章に入っている。「男芸者」が「茶番」を演じることを考えても、遊郭の雰囲気をもつ劇とは考えてよいだろう。風紀上よくはないが、「能」の部分に猥褻な文章はないので許可したものと考えられる。吾妻能の許可は、「読売新聞」明治十一年八月十三日朝刊一面に、

○銀座通りの煉瓦屋で見世物類を興行する事ハお差止めになつて居たが当分のうち比丘尼橋より土橋までの間のお堀端通りだけハ今様白拍子吾妻狂言の類を興行する事ハお差許しになると
かいふ

とある。「吾妻狂言」は「見世物類」の興行の中では比較的危害が少ないとみなされたのであろう。

「吾妻能」を演じる人は、遊郭関係の社会的な地位の低い人々であつた。「能」という名をつけて興行したことは、「踊り」「長唄」の興行としては「女性」の演劇であることもあつてなかなか許可がおりなかつたためではなからうか。明治初期の「吾妻能」興行は、劇の内容はともかくもとして、遊郭の雰囲気を濃厚にもつており、風紀上問題となる要素を孕んでいたと考えてよい。明治十七年前後を境に「吾妻能」「照葉能」という興行の名は和泉祐三郎の一座を例外として徐々に消えて行く。これは日吉吉左衛門^①のような主役級の役者が亡くなったこともあるが、芸妓と娼妓の分化が進んだこと、長唄・舞踊が一般家庭の趣味として認められたことなどにより、興行が許可されやすくなったことによるだろう。「吾妻能」で

演じられた「能」を素材とした舞踊・長唄などは、「吾妻能」という興行上の名称がなくなった後も、舞踊・長唄の演目の一部として引き継がれていったものと考えられる。

六 「芸能」の後援者としての華族・官員・大商人

明治初期、「舞踊」や「三味線」は上流階級の人々の嗜むものではないという考えが一般的であった。たとえば「読売新聞」明治八年五月二十八日朝刊二面には、娘に踊りと三味線の稽古をさせる華族の記事が載る。これを引用すると、

○ 本所三目辺にて御名前ハ忘れましたが何々從五位といふ華族様に十か十一位の学校にて御修業盛りな御姫様が毎朝早くから紅や白粉の御化粧も出来奇麗な御召物を召しまして三十斗りの女中がお供で両国橋をお渡りなさるゆる定し学校へでもお出なさる事と思ひましたらさうでハなくて矢張新聞屋さんの悪くいふ舞踊と三味線のお稽古にお出なさるので其女中ハ地引とか云者だといふが私共の娘なら末は芸妓か權妻にでもする為に彼様な稽古をさせますが華族様も矢張家祿の無くなつた時の事をお考へなされてお仕込みなさるのやら分りませんが何にせよ其親御の御了簡方ハ新聞社さん杯にハ氣に入りますまい

両国橋に屯する人力曳となる。このような批判は「清元」についても挙げられる。「読売新聞」明治十年十二月二十二日朝刊二面には

○ 愛宕下で下女下男を遣ふ立派な家でハ学齡の娘と息子があ
るが旦那ハ妾の家へばかりいッて居て留守がち其おかみさんハ
朝から三味線を取出して爪びきのお楽しみ殊に娘へ頻りに清元

を仕込むので師匠を家へ呼よせて大そう勉強だから今ハお嬢さんといはれても先へよると芸妓か權妻にする気だらうと人が悪口をいふから浮氣な稽古ハ止て早く本とうの芸を教へれば、
に

となる。華族が娘に舞踊や三味線を習わせることに關する批判の記事と全く論調は同じである。「立派な家」では学齡に達した娘に「舞踊」「三味線」「清元」などを習わせても娘の將來のためにはならない。そのような稽古をさせていると娘は將來芸妓か權妻になつてしまふだらうと述べている。ここで注目されるのは、「四民平等」という形で身分制度そのものでは「平等」になつたはずであるが、「階層」「階級」というものが意識され、それにふさわしい「趣味」「教養」が意識されていることである。実際には華族・資産家で娘にその稽古をさせていたものも多かつたと考えられるが、明治十年前後まで「長唄」「舞踊」「清元」などは、芸妓などのような「下層階級」の趣味であるという認識がなされていたと考えてよい。では、謡曲・能楽についてはどうであろうか。「読売新聞」明治八年十月二十五日朝刊一面の華族能に關する記事には、能楽は「華族」の趣味としてふさわしいと認めていると考えられる表現がある。これを引用すると、

○ 昨日金剛の家にて能が有りました其時華族も出られて繪馬
ハ上杉君、俊寛ハ水野君、桜川ハ内藤君、道成寺ハ前田君、船
弁慶ハ南部君がいたされ会主ハ春日五平次で有つたといふ此せ
つハ華族方がとやかくいはれるから御氣ばらしに節々ハ宜しか
らう

となる。華族が能のシテを勤めていることについての記事だが、度を越さなければ「氣晴らし」によいであろうと述べている。「謡

曲」と「浄瑠璃」「清元」との違いは、謡曲には「猥褻」な本文がなく、その点で風紀上の問題がないということがあげられるだろう。そして、この時点でシテを勤めた華族は全員が男性である。男性のみの「色事」の要素の無い「高尚」な芸として、謡曲・能楽は上流社会にふさわしい芸能と認知されつつあったと言える。

七 「吾妻能」と能楽師

吾妻能・今様能などが、風紀上問題視されていた以上、能楽師がこれに関わることに付いて、世間にもよく思われない人はいた。「郵便報知」明治七年三月十六日には、浅草の日吉吉左衛門の興行を批判した投書が載る。これを引用すると、

浅草蔵前辺にて旧御役者連中集合し、来月六日、鶴亀、朝妻、其他数番の能狂言興行ありて、更に趣向を一変し観者の競ふを謀り柳橋の歌妓を雇ひ打交りて催さんと、昨今雇ひ方談判中の由風聞せり。此説全く虚なるや否。若果して実ならば能役者の大なる失体と云べく、弥無能無益の賤業に陥り江湖の唾棄する処となり、益衰微を招くなるべし。又絃妓輩は其企に応せざること必定ならん。彼、若其場に上ることあらば、是必ず三円の賦税に窮して余業を働くものならんと同く世間に嘲笑せられん。慎しむべきは分限なり。

直道隠士

となる。「吾妻能」興行が能役者にとって、「賤業」に陥ることとなり、人々に唾棄されて能そのものの衰微を招くとするところに大きな特徴がある。芸妓にとっても、催しに参加するのは月三円の鑑札税が払えないので「余業」として出るのだからと馬鹿にされるものとどとして、「吾妻能」への出勤を批判する。この時点で「吾妻能」

の試みは、風紀上いかがわしいものと見なされ、芸術的な運動とは全く認められていないことは注意すべきだろう。明治五年の「教部省布達」(前掲)を見ても能役者は世間的に見て歌舞伎役者のような「制外者」とは見なされていない。「吾妻能」に関われば、能役者も歌舞伎役者と同列に扱われる可能性があった。名古屋でも、大野藤五郎貴久の名を記した、吾妻能に出勤していないこと、吾妻能に出勤した者とともに能を行っていないこと、婦人と能を行っていないことを誓う「誓状」の雛形が残されている。これには「拙者儀、吾妻能与唱候野卑成芸道等江、致関係候儀、一切致間敷候。絶而右江同動いたし候者并婦人共とハ、芸事江付候儀、決而相手取申間舗候。右之条々、神ぞ偽無之候事、依如件」とあり、「吾妻能」に出勤した人とも交際していないという徹底的に吾妻能を否定する内容となっている。能楽師にとって「賤業」に関係していないことが、世間体を守り、愛好者を獲得するために必要であったためと思われる。「東京日日新聞」明治十二年九月十七日によれば神田区の謡曲営業人は免税となっている。神田区の府庁への伺いは「尤謡曲之義ハ人寄席ニ出稼致シ候モノニ無之、全ク遊芸稼人ト別種類ノモノト相考候条、地方税改正以降ハ除税候テ可然哉」というものがあり、「謡曲営業人」を「遊芸稼人」と「別種類」としている。自分たちを「遊芸稼人」と違うものと見せる努力が現実的にも効果を発揮した例と言える。

八 「長唄」の地位向上

明治十年前後の時期に於いて長唄、浄瑠璃などは「低い階級の趣味」と考えられていたことについては、前節までに述べた。これ

は、日露戦争後になると様相が変わってくる。「読売新聞」明治三十九年十二月六日朝刊三面には、「年末と各種遊芸」という題で、箏曲・長唄が中流以上の家庭の子女に広まっていることについて述べている。この記事を引用すると、

年の暮れの忙はしきに風逆琴三味線でもあるまいと思ふ人もあるべけれど事実は全く異り遊芸中殊に高尚なる箏曲長唄の如き却つて当月は月末よりの休もあり且つ新年になれば晴れて弾くべき折もある處より例月よりも一層稽古を励みつゝあり概して箏曲、長唄等を稽古するものは常盤津、清元等を習ふ者と自ら其類を異にし多くは中流以上の家庭の子女なれば別に家庭にあつて手助けをするの要もなく師走の風は何處を吹くかと云ふ如き有様なり只だ弟子中尤も少数なる良人を有するものに至りては或は買物とか春衣の仕度とかにて時々は休む者あるも之れとて一ヶ月全く休む者は稀なりまた箏曲は数年前迄殆んど山田流に限る如く生田流は其師匠も皆無の如き姿なりしが近來地方より上京する女学生の多数なるに随ひ生田流の師匠も出来、中には現に山田流の箏曲を授けつゝある者にも弟子の好みに応じ生田流を教ふる者もあるよし尚近來西洋音楽に興味を有する者多くなりし為め男女学生にてピアノヴァイオリンを稽古する者多きも別に日本音曲師匠に影響を及ぼす程のこと無しと

となる。「箏曲」「長唄」を習うものを中流以上の子女とし、「清元」「常盤津」を習うものよりも階層的に上とするのだが、三十年間で長唄に関する社会の見方がかなり変化したことが知られる。しかしながら、依然として「長唄」「清元」など習う「趣味」をその人の属する「階級」と結びつけて考える見方は残っていたといえ

九 まとめ 明治期の能楽維持のシステム

能楽・謡曲と、歌舞伎・舞踊・浄瑠璃・清元・常盤津などの最も大きな違いは、能楽の本文である「謡曲」に「猥褻」な文章がないことであろう。それ以外のことについては、華族・大商人をパトロンとすることなど共通点も多い。明治維新期、身分制度は崩壊し、華族・士族等の名称は残ったが建前上「四民平等」となった。そして、華族・士族の「家禄」は減らされた。上流社会・中流社会と言う場合、少なくとも「身分」「家禄」という根拠はなくなつたのである。ただ、明治維新の早い時期に、その身分・階級にはそれにふさわしい「教養」「趣味」があるという考え方が生まれた。そして「華族」であれば華族にふさわしい「教育」があり、「教養」「趣味」のないものは非難された。また、中流もしくはそれ以下の階級のものも、お金と同時にそれらの高尚な「趣味」を身につけて自らの「階級」的な価値を上げてゆこうという動きが起つた。

能楽師は、「謡曲」の「猥褻な言葉がない」という特性を活かし、能楽を上流社会にふさわしい趣味であるとし、自分たちはその上級な芸を教えるものであるとして社会的な地位を占めようとした。一方、長唄・浄瑠璃・清元などの人々にとって、謡曲を自らのジャンルに取り入れることは、「猥褻」という批判を避けるもつとも確実で、効果のある方法であった。長唄・浄瑠璃などの人々も謡曲と同様に華族・官吏・大商人などをパトロンとしており、その意味では謡曲の師匠たちと競争しているライバルであった。

「能楽」も「長唄」「清元」も、基本的に玄人は演奏会の出演料で生活するのではなく、「師匠」として素人弟子に教授し、その稽古

収入で生活していた。能楽師にしてみれば、長唄・浄瑠璃と能楽が同次元に扱われたならば、能楽を「上級な芸」「上流社会の人の趣味としてふさわしい芸」として愛好者に教えることが出来なくなる。能楽師にとつて、素人弟子の「自分は『上級な芸』を習っているのだ」という階級意識を満足させることは、多くの素人弟子を引き付け、教授料を他の芸事よりも若干高く設定する上でも必要なことだった。

明治維新时期、「能楽」は江戸時代の大名などの「扶持」を離れ、一旦経済的な援助を失った。しかし、同じ明治維新时期に「高尚な芸」「上流階級の習い事」という社会的な価値を得た。このことによって、華族や大商人のように上流階級であることを維持したい人、上流階級に上つてゆきたい新興の人々という、両方の愛好者を得ることに成功した。この新しい愛好者と新しい能楽維持のシステムを確立したことによって、能楽は明治維新时期を乗り切ることに成功したのである。

注

- (1) 「吾妻能」等に関する明治五年から明治十八年までの新聞記事は、『明治の能楽(一)』(倉田喜弘編著 国立能楽堂調査養成課編集 日本芸術文化振興会 平成六年三月発行)の「第二部 吾妻能狂言 仙助能・照葉狂言」に載せられている。
- (2) 『近世能楽史の研究』 拙稿 雄山閣出版 平成十一年二月発行 二二頁
- (3) 『明治建白書集成』 第二巻 色川大吉 我部政男監修 内田修道 牧原憲夫編 筑摩書房 平成二年六月発行 八六一―八七頁
- (4) 『差別の諸相』 ひろたまさき校注 日本近代思想大系22 岩波書

店 平成二年三月発行 一六九頁

- (5) 注(4) 一七一頁
- (6) 『明治建白書集成』 第四巻 色川大吉 我部政男監修 牧原憲夫 茂木陽一編 筑摩書房 昭和六三年八月発行 四四頁
- (7) 江戸期から明治期の「音曲」観については、「音曲に描かれた性」(鹿倉秀典「国文学 解釈と鑑賞」 至文堂 第七十巻 八号 平成十七年八月一日発行 一三五―一四三頁)が詳しい。
- (8) 『明治の能楽(一)』 注(1) 三八―三九頁
- (9) 『明治建白書集成』 第三巻 色川大吉 我部政男監修 牧原憲夫 編 筑摩書房 昭和六一年一〇月発行 三一―三二頁
- (10) 『鳴食抄』 堂本正樹著 べりかん社 平成五年一月発行 二三〇頁
- (11) 『明治の能楽(一)』 注(1) 四七六―四七七頁
- (12) 『明治の能楽(一)』 注(1) 四六三頁
- (13) 『近世能楽史の研究』 注(2) 二六一―二七頁
- (14) 『明治の能楽(一)』 注(1) 一二四頁

補記

本稿は平成十七年度科学研究費助成金基盤研究(C)(2)及び平成十七年度私学研修福祉会国内研修の成果の一部となります。半年間の国内研修に出して下さいました椋山女学院大学の皆様、御指導頂きました大阪大学大学院教授天野文雄先生、ご教示いただきました大阪大学文学部演劇学教室、大阪大学図書館の皆様にご心より感謝申し上げます。

* 文化情報学部 文化情報学科